

長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）第9条の規定に基づき、長野市議会におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し必要な事項を定め、もって健全な議会活動を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会活動 定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第2号）第166条の協議等の場における活動並びに会派による活動並びにそれらに付随する活動をいう。
- (2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる議会活動における性的な言動及び議員が他の議員を不快にさせる議会活動外における性的な言動をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 議会活動における議員に対する次に掲げる事由に関する言動であって、議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。
ア 妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状により議会活動をすることができないこと又は議会活動をすることができなかったこと。
イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること。
- (5) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる議会活動上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。
- (6) モラル・ハラスメント 議会活動において繰り返し行われる言葉又は態度などによって、議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより議員の議会活動が害されること又は苦痛若しくは不利益を受けることをいう。

(議員の責務)

第3 議員は、ハラスメントをしてはならない。

- 2 議員は、ハラスメント防止のために、ハラスメントの内容並びに発生の原因及び背景を十分認識して行動するよう努めなければならない。
- 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

らない。

- 4 議員は、議員以外の者に対し、ハラスメントに類する言動を行ってはならない。
(議長の責務)

第4 議長は、健全な議会活動が行えるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 議長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が議員等からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処するものとする。

第2項について、議長がハラスメントに起因する問題の加害者又は被害者である場合は、議長を副議長に置き換える。また対象者が議長及び副議長の場合は議長を年長の議員に置き換える。

(苦情相談等の処理)

第5 議長は、ハラスメントに係る事案の内容又は状況から判断し必要と認めるときは、申出人及び関係者に対し事情の聴取及び事実の確認を行い、ハラスメントに起因する問題の解決を図るものとする。

- 2 前項の場合において、議長は、ハラスメントに起因する問題の解決を図るため必要があると認めるときは、長野市議会ハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、協議を依頼するものとする。

委員会に関する詳細については別に定める。

- 3 議長は、ハラスメントに起因する問題による直接の被害者のほか、他の議員等からハラスメントに係る相談又は苦情があった場合においても、これに対応しなければならない。

(プライバシーの保護等)

第6 ハラスメントに起因する問題に関する相談又は苦情の処理を担当する議長及び委員会の構成員は、関係者のプライバシーを保護し、名誉その他の人権を尊重しなければならない。

(準用)

第7 第4から前第6までの規定は、第3第4項に規定するハラスメントに類する言動について準用する。

第4の第2項の申合せは、第5及び第6について準用する。

(研修等)

第8 議長は、ハラスメントの防止等のため、議員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

- 2 議長は、ハラスメントの防止等のため、議員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則（令和4年8月22日長野市議会告示第2号）

この要綱は、告示の日から施行する。